

空き店舗の活用を支援します！

空き店舗を利用してチャレンジショップなどの施設や、新たに休憩所、多目的ホールなどの顧客利便性を高める施設をつくる商店街団体やNPO法人などを支援します。

◆コミュニティ施設活用支援事業

【事業概要】

高崎市中心市街地活性化基本計画認定区域内の空き施設を、休憩所、多目的ホールなどのコミュニティ施設として利用する商店街団体などに対して、施設改装費と賃借料を補助します。

【補助対象団体】

商店街団体、事業協同組合、商工会議所、商工会、NPO法人

【補助内容】

対象事業	補助率	補助限度額
施設改装費	5分の4	400万円
賃借料	1年目	3分の2 月額 20万円
	2年目	2分の1 月額 15万円
	3年目	3分の1 月額 10万円

※ 施設改装費は初年度のみ補助となります。



NPO法人手をさしのべて
「子育てサロンハーモニー」

◆商店街等空き店舗活用支援事業

【事業概要】

市内の空き施設を12月以上の期間賃借し、活用する商店街団体に対して、改装費、宣伝費、経営診断経費等の一部を補助します。

【補助対象団体】

商店街団体(詳しくは商工振興課にお問い合わせください)

【補助内容】

対象費用	補助率	補助限度額
施設改装費	3分の2	500万円
広告宣伝費	3分の2	
経営診断費	3分の2	

【対象となる主な事業】

- ・高崎市中心市街地活性化基本計画認定区域内において、集客力向上と商店街の活性化を図るとともに地域住民の利便性に寄与すると認められる事業
- ・地域農産品等の消費拡大を図る事業
- ・高齢化社会に対応する事業
- ・観光客の集客向上を目的とした事業
- ・高崎市中心市街地活性化基本計画認定区域外において、地域住民の需要に対応する事業

※ 補助金は予算の範囲内での交付となりますので、事前に商工振興課にご相談ください。